

# 電気料問題と地域社会

芳井 研一

はじめに

家庭の中に電灯がとまり、ランプ生活から解放されたとき、人々は近代文明の恩恵を実感した。電気が日常生活に結びついた瞬間に、後戻りできない生活必需品として定着することになる。しかしその電気の供給が不安定で、しょっちゅう停電に悩まされ、なおかつ電灯・電力料金が高いと感じたとき、人々はその低減を求めて様々の行動を起こす。小稿では、この電気料をめぐる確執について、富山や新潟を中心に全国的動向にもふれながら検討する。

この電気料下げをめぐる運動は全国的に展開されただけに、これまで運動史的アプローチを含む多くの研究がある。そのなかでも先駆的な研究は奥田修三によるもので、昭和恐慌期の兵庫県の電灯料下げ運動を詳細にたどり、その特徴を旧中間層による大恐慌期の生活権擁護運動であるとした<sup>1)</sup>。一方米騒動と同様に運動が全国化する契機となった富山県の電気争議をまとめた梅原隆章の研究は、その性格を電力独占資本への反資本運動と特徴づけた<sup>2)</sup>。

近年の成果としては、白木沢涼子が電気料下げ運動の全国的動向と典型的な個別例を検討した上で、①運動は自然発生的であり、旧中間層が中核的な役割を果たしたこと、②電気料の格差が是正されるなどの成果があったが、近衛内閣の電力国営への国民的コンセンサス作りの役割を果たしたこと、③本運動を通して旧中間層は名望家中心の支配から脱していったこと、などを明らかにした<sup>3)</sup>。

ただこれまでの研究は、電気料問題が地域社会の発展の論理とどのような接点を持っていたかという視点が弱い。そこで小稿では地域社会に暮らす住民の目線に沿って、問題にアプローチすることにした。何故なら第一に、電線を各戸に引き込むことよってのみ利便を得られる電灯は、住民にとって居住地における生活に直結する道具であった。すなわち電灯料の問題を自らの生活の問題と感じているのは、住民組織の基本単位(末端)で地域社会を構成している人々であった。そのような視点に立った整理が必要であろう。

第二に電力料は、電力を利用する大企業の問題でもあるが、後述するように第一次大戦後になると個人営業の零細な事業者の多くも動力として電気を使用していたのであり、地域社会の中小零細事業者も強い関心を持っていた。こうして電気料問題は何より地域社会という具体的な場における問題である以上、その現場で取り上げられることが必要となる。

第三に、電氣をそのままバックにして長距離輸送することが出来ない以上、それは地域限定のエネルギーであった。電線の距離が延びれば、電送の効率はどうどん下がってしまう。したがって電氣会社の存立の条件は、利益を確保できる一定の範囲に電氣を供給する地域的な企業であることだった。

第一次大戦後には、全国の町村会長会が圧力団体として活動し始めていた。市町村財政がますます逼迫する中で、その打開策を模索せざるを得なかった首長や市町村会議員のなかには、電氣事業の公営に強い関心を示す人々もいた。

そこで以下においては、まず電灯・電力料値下げ論の前提となる電氣の公共性をめぐる議論をふり返る。ついで電灯・電力料値下げ運動が全国化するきっかけとなった富山県の事例について、地域社会の具体相に即して再検討する。また新潟県の場合を全国的動向と対比しながら考える。これらの作業を進めることにより、電氣料をめぐる問題を通して浮き彫りになった当該時期の地域社会の歴史的位相について考えることにしたい。

## 一 電氣事業公営論

### 1. 片山潜と安部磯雄

公共性の高い交通や電氣・水道など社会の基盤となる施設を私企業が経営することをめぐっては、多くの議論があった。官営鉄道として出発した鉄道は、財政難から私営鉄道中心に転換した。しかし一八九〇年代になると全国を通ずる鉄道の性格と利便性から、単一経営による効率化等が強く求められるようになり、一九〇一年に鉄道国有化法案が成立する。それには政友会の思惑、経営難に陥った私営鉄道の救済、戦争準備のための鉄道網の整備といった様々の要因がからんでいた。とはいえ、その前提として鉄道の公共性が一般に認められていたことが大きい。

その一方で電氣料の公共性をめぐる論議は低調で、企業勃興期には格好の設備投資型の民営企業と見られた。そんな風潮に警鐘を鳴らしたのは、社会民主党の創立者である片山潜や安部磯雄であった。

まず片山潜は、都市問題を論じた一九〇三年刊行の著作で、欧米諸市が電氣事業を市の事業として紹介することを紹介した。ランプは火事の原因ともなるので、文明都市は電氣を使うべきで、「市有の電氣を以て点灯に充て、市有の瓦斯を以て市民の薪炭に充つる方針」を採る必要があるとしている<sup>1)</sup>。一方安部磯雄も、一九一一年刊行の『都市独占事業論』で、都市が独占的に行うべき事業として、市街鉄道・瓦斯事業・電氣事業の三つを挙げた。電氣事業については、イギリスの諸都市の市営事業を紹介し、日本の電氣料が非常に高い原因が東京電灯など私営事業の経営によっているからだとし、また市が電氣料を監督する権限がないことに求めた<sup>2)</sup>。また同年七月号の雑誌『太陽』に「水力電氣国有論」と題する論説を掲載し、日本の地勢から見て洪水の防止と水力電氣の利用は一石二鳥の効果があ

るので、私企業にまかせるのではなく国有にすべきだと力説した。鉄道・電信・郵便・水道・電車・瓦斯・電灯のような自然的独占事業は、国家または自治体が経営すべきだとした<sup>66</sup>。安部はまた、一九一四年二月刊の雑誌『新日本』に「電灯事業市有論」を寄稿した。市街鉄道会社を私営会社に経営させたために政友会との腐れ縁が出来てしまったことに鑑み、政治の腐敗を防ぐためにも電灯事業を市有にすべきであるとした<sup>67</sup>。このような片山・安部の電気事業公営論は、以後電気料をめぐる問題が争点になるたびに浮上することになる。

## 2. 町村営電気事業の実態

それでは戦前期に町村営の電気事業は、実際にはどの程度実現していたのであろうか。表1は一九〇四年以降の町村営電気事業の個々の創立年代と需要家の灯数をたどったものである。三〇道府県下の町村で営まれているが、灯数からいうと一九一一年から一九一五年までの五年間の合計が一四万九千九百八十八灯で、全体の四三・一％を占めている。以後五年ごとに二二・三％、一七・三％、四・三％、一・六％と低下しており、一九一一年から一五年までの五年間がピークだったことがわかる。ただ件数を見ると、一九一一年以降が一件で、以後二〇件、四〇件、一四件、四件となっている。つまり町村営の電気事業の創立数は、一九二一年から二五年までの五年間が最も多く、それぞれの規模は以前に比べると小さかったことがわかる<sup>68</sup>。

第一次大戦後において、小規模の新たな町村営電気事業が勃興した背景のひとつに、町村長会の動向がある。たとえば長野県町村長会では、一九二二年一〇月の総会で、町村の事業を奨励し、その収益によって税外収入を増加するために、町村営の電気事業を興すことが最も適当であるという報告書をまとめている<sup>69</sup>。

時代は下るが、一九三一年一月号の『全国町村長会報』には、一九三〇年一二月に開かれた福岡県町村長会の幹事会で、県民負担軽減のために電灯電力料金値下げ断行を決議し、申し入れたことが報告されている<sup>70</sup>。また明治大学教授小島憲の講演「自治と公営事業」で、電気事業の発電・送電については国営がいいが、配電については市町村が担当する方がいいという見解を示した要旨を『会報』に掲載している<sup>71</sup>。その趣旨には幅があるとはいえ、電気を町村営にしたいとする町村長の意向をうかがうことが出来る。

電気公営論は、電灯が生活の一部にとけ込みつつあった一九二〇年代には、一般の人々にも受け入れやすいものとなっていた。富山県下の電灯争議を現地調査した上で執筆された三宅正一・星野三省『電気料はいくらが正当か?』は、「電気は空気や水と等しき民衆の必需品」であるとし、電気事業は公益事業なので利益配当を六分以下に制限し、経営の監督権を民衆に与えるべきだとした。市町村の自治機関が電力会社を買収し、市町村営にすることを提唱したのである<sup>72</sup>。このように町村営電気事業が各地で営まれつつあった現実のなかで、実際に富山をふくむ電気料値下げ運動がどのように展開し、いかなる特徴を持っていたかを次に考えることにしよう。

## 二 電氣料問題と地域社会の論理 〔富山県の場合〕

### 1. 中小工業者

電氣料問題を地域社会で真っ先にとりあげたのは、中小商工業者であった。きつかけは一九一四年に富山県下を襲った水害である。富山電氣会社が水害による電柱の流失等の被害の補填のため動力料金一馬力三円五十銭を四円に値上げすることにしたのに反対して、西水橋町の篠田七治らは動力使用者協会を設立して交渉した。協会の加盟者は、富山市・上新川郡・下新川郡・婦負郡の一市四郡にわたっていた。このときはとりあえず、値上げの代償として年二百円を協会に寄付する、料金改定の際には協会の承認を得るという二点を確認して解決した<sup>13)</sup>。

西水橋町では、一九一七年にも新たな値上げに対して、自家用変圧器の購入問題等を取りあげて電灯・電力料の不納同盟が作られた。このときは会社が変圧器を無料貸与し、町内の電柱に外灯を寄付点灯することで解決した<sup>14)</sup>。

このような一九一〇年代における電氣料問題をめぐる会社側との交渉は、一般の地域住民が電氣料に関心を深めるきつかけとなった。富山電氣争議の直接の口火を切った三日市町の場合も、一九二七年の春に富山新聞記者の呼びかけに応えた動力使用者の値下げ要求が契機となった。当初の担い手が中小商工業者であったことは、動力料の値上げが彼らの経営の維持にとって直接の打撃となっていたからである。この頃には町村における中小零細商工業者の間に動力の使用が一般化しつつあった。値上げによる打撃に共同して対抗せざるを得ないとする認識が、地域社会のなかに生まれていたことが重要である。

ちなみに新潟県の事例であるが、県北の山形県との県境にある村上水力会社の一九二八年二月における用途別電動機表によると、全体で五九〇・八五馬力の使用量のうち、製材業が一五五馬力(二〇台)と最大で、以下精米業が一二九馬力(五一台)、精米糶摺業が六七馬力(二七台)、灌漑揚水業が六五馬力(四台)、汲水業が二五・七五馬力(二一台)、木工業が二五・五馬力(二一台)であった。そのほかの利用業種は、製茶業、打綿業、湯屋汲水業、汲湯業、ラムネ製造業、醬油醸造業、麩製造業、魚加工業、稲扱藁打業、印刷業、製飴業、精米製粉業、製麺業、豆腐製造業、缶詰製造業、精米揚水業、製紙業、旋盤業、鉄工業、蒲鉾製造業、機織業、再練業、繰糸業、煮繭業、製縄業、精米製縄業、理化実験業、瓦製造業であった。合計の馬力数は三条町のそれを凌駕しているものの、そのほとんどが零細な自営製造業であったことがわかる。つまり動力料値下げを求めた業者のなかには、比較的規模の大きな繊維産業なども含まれていたが、その大部分は豆腐製造や旋盤業など個人営業の零細な製造業者であった<sup>15)</sup>。

### 2. 滑川町電氣料金値下期成同盟会

三日市町青年団の中川秀秋・稲葉常雄・北原泰造等は電灯料金の比較調査や富電の営業状態の分析などに基づき、三日市町青年団名

で電灯三割五分値下の「宣言書」をしたためたビラを配った。日付は一九二七年一〇月一〇日である。地域唯一の大企業である富電に對抗するために地域の連携を求め、東岩瀬町や滑川町に働きかけた。東岩瀬町では、中川らの働きかけに宮城彦造が呼応して運動を開始した。それとは別に西水橋町の青年篠田耕三も、地元で値下げ運動に着手していた。

運動全体の中心的役割を果たすことになる滑川町では、一〇月六日の滑川商工会役員会で、一割見当の電気料値下運動を進めることを決めていた。三日後の九日、中・下新川両郡商工連合会も値下運動に着手することで一致した。早速一三日に富山電気株式会社と第一回の交渉を持ったのであるが、公益事業であるから値下げすべきだと迫る商工会代表に対し、金岡富電社長は富電の営業成績のいいのは経営努力によるものであり、一割四分の配当は三七〇万円の積み立て利息からの支出であると突っぱねた<sup>16</sup>。

滑川町商工会は行き詰まり、次の手段を模索するために青年団と話し合うことになった。一七日から二八日までの間に青年団と商工連合会による三回の会合が持たれ、各町に働きかけて運動の新展開をはかること、滑川町値下期成同盟会を結成することになった。

その背後では、西水橋町の篠田耕三が、県下で最も強い社会民衆党の組織のまとめ役をしていた滑川町の松井上吉に、運動の発展のために値下運動に立つよう要請していた。こうして商工会を頭としつつ、その実働部隊としての青年団、指導組織である実行委員会の委員長に社会民衆党の松井上吉、副委員長に青年代表の山田五三、かつての滑川普選期成同盟会のメンバーである浅岡常次郎も加わって運動組織が組み立てられ、全町民に呼びかけることになった。

一二月九日に滑川町電気料金値下期成同盟会が発足した。相談役として、表2のようなメンバーが選出されている。現職の町会議員のはぼすべと、町の有力者を含んでいる。組織として挙町体制を採りつつ、実働部隊として先の組織が動くことになったのであり、相互に有機的に機能を分担することによって滑川町独特の運動を維持することが可能となった。

梅原が引用している商工会の記録には、滑川商工会副会長の深井兼次郎が「町有志及青年諸士及各所の世話人を町役場に召集して諸般の協議」を行い、第一回の委員を決めた<sup>17</sup>とある。表3は、そのメンバーの一覧である。筆者による、この名簿に名前を連ねている複数の人への聞き取りによると、掲載されているのは滑川町の東の人ばかりで西の人は入っていないとのことである<sup>18</sup>。また同表には各町の世話役が名前を連ねているが、彼らは町の中堅どころであったという。小泉忠吉は富山県売薬同業組合滑川支部の書記として勤務していたが、常磐町一区の五〇〇五五軒の世話役をしていた。二区は中村健太郎が担当していた。小泉は電気争議の時期に二七・八才で、青年団長として町内のまとめ役になっていた。二五才までが加盟する官製組織としての青年団もあったがその活動は活発ではなく、三五・四〇才までが参加する自主的な青年団組織が用水の管理など町の自治的な仕事をしていた。それだけに町内の人々の信頼も厚く、電灯返還や供託などの同盟会の活動についても協力的であったという。神明町の森清次郎は、小泉の三歳年下で滑川町役場の書記であった。やはり町内の世話役として、同盟会本部に行つて方針を聞いて伝達したり、ビラを配ったりしたという。「青年代表」の内

実は以上のようなもので、同盟会自体は極めて自治的な、地域に根ざした組織であったといえる。

一九二八年一月一八日に同盟会は発足した。町民は「予期に反せず、僅か一日にして全町挙って申込書に署名捺印」した<sup>19)</sup>。

このように滑川商工会による値下運動がいったん挫折した後、新たに結成された組織は、滑川普選同盟会の流れをくむ人脈と、社会民衆党の活動スタイルのノウハウをもった人物を指導部に組み込み、各町内会の世話役を網羅した、他に類を見ない強い結束を保ったものとなった。

### 3. 地域社会の論理

ここで滑川町等で値下げ運動が展開されるにあたって認識された地域社会の論理について整理しておこう。

第一は、電気事業は公益事業であるとする認識である。滑川町同盟会は、「電気事業は公益事業であって且独占事業たるの性質を有して居る」と述べて電気事業公営論を主張した<sup>20)</sup>。ところが現状は私企業が電気事業を独占している。

全く事業の「公共性」を蹂躪した態度であらねばならぬ。抽象的に言って普通の企業利潤に比し、それよりも稍低きを以つて甘んずべき事業の特殊性を自ら破棄するを快しとするが如くに、依然として富山電気会社が「宥割四分」の好配当の維持可能なる、是こそ正しく我等よりの「搾取」の結果の賜である。従つて値下げ運動は余りに当然なる帰結であらねばならぬ。<sup>21)</sup>

滑川町の同盟発足時の「宣言」の冒頭には、「我等民衆の福利増進と社会的害悪の一端を除去せんが為めに、私営より国営に委譲すべき事業の数や多々ありと雖も、其最も緊急を要するものは電気事業の国営である」と記されている。電気事業を本来国家が経営すべき非営利事業と位置づけ、その立場からの批判を立脚点にしている。これは富山県が一九一八年以降県営電気事業に乗りだして以来の電気に対する住民の意識のありかたを前提とした議論の組み立て方であった。富山県は「独り水力の女神として、将来電気王国として全国的憧憬の的となつて居る、彼れ富山電気会社のみ依然として、好況時代の高値を維持し、優に一割四分の配当を保持し平然として居る」ことへの怒りであった。

この論理は人々の正義感を刺激した。もともと不況の下で値下げが実行されれば幾分でも生活の助けになるという即自的な動機が前提となつていたが、要求の公共性を認識することによって、運動の正統性が確保される。以上の論理はそれを準備したものと見える。

第二は、富山電気会社を始めとする電力資本が過剰な利益を得ており、消費者にそれを還元していかないとする論理である。会社側との交渉の最大の焦点は、会社が長年にわたり一割四分の高配当を維持している点にある。それだけの余裕があるなら値下げが可能であるとする同盟会側に対し、富電は多岐な論点を示して反論した。

次に第三は、これも先にふれたように、水電王国として郷土を認識するが故に、電気料が他地域より高いことは許せないとする論理

である。富山県民は日頃水害に悩んでおり、したがって治水が県政・市町村政の第一の課題であった。電力産業の勃興に伴って、水害をもたらす水が逆に富山の地域的発展の基盤になりそうだと考えられるようになる。

水電王国の富山県が県下に発源する電力を、却って他府県人より高価に買ひ入れねばならぬ如き、県下をして日本有数の一大工業地たらしめ得る必然性の放棄であって、県の発展を阻害する、実に電気電力高価に如くものはない、と云ふのである。<sup>22)</sup>

運動の中心的担い手の一人である山田五三が運動に加わった最初の動機は、水のために被害を受けて多くの治水費を負担したのだから、安い電気を使うのは当然の権利であるという正義感からであった。山田は魚津中学から明治専門部で法律を学んだ後滑川に戻っていた。三日市の中川とは同世代であったこともあり、山田が呼びかけた電気料値下の運動を滑川で進めることになった。演説を担当したり、各地に応援に行ったりした。滑川の運動が成功したのは、各町内に世話役がいて運動を町民全体が支えたこと、商工会や社会民衆党など組織は色々あったが、同盟会の実行委員会が決まったことを皆で実行したことなどであると、山田は回想している。

一二月一三日に富山電気会社と第一回の交渉を持った際に、同盟会は不景気と物価の下落のため電気料を値下げすべきであると主張したが、同時に「当地は電気王国なるが故に、送電に要する諸設備の他に比し容易にして、且つ低廉」であることを強調した。「電気王国」富山県の住民の電気料金は、すぐ近くに発電所があるという自然的条件を考えると他の地域より安いはずなのに、何故そうならないかを富山電気会社に質問した。

第四としてあげられるのは、地域を發展させようとすれば、豊富な水に頼らざるを得ないとする、富山の歴史性をふまえた論理である。一九二八年五月一五日に松井上吉・山田五三ら七人が逓信省に陳情のために上京したときの「陳情書」は、以下のように述べる。

「半冬の富山県」が世界に誇る水電王国になることが出来たのは、「巨大な土木費を徴せられ而も天恵の薄き土地を耕し只管堅忍不拔の意志力に依りて其生活を持続し」てきた富山県民のお陰である。今後富山県の隆盛のためには、天恵のままものである電力を安価に提供して化学工業を誘致し、「民福」をはかるべきである、と<sup>23)</sup>。

政府の保護の下にある富山電気が県民に犠牲だけを払わせ、利益を独占していることは「許し難き非違」である、とする批判的論点を示した。公益事業であるにもかかわらず一割四分を配当し、値下に応じない富電を批判しているのだが、この時点で批判の枠組みが富山の歴史性・地理性に基づいて、今後の地域発展を展望する観点から組み立てられていたことがわかる。

なお第五に、逓信省（天皇、富山県）は電気料値下げを支持しているとする論理がある。三月一四日の県警察部との会談において、山田五三の質問に対し県の金子技師は「富電のような筆者注）一割以上の配当をしてをる会社としては値下げの余地充分あると警告を受けたのです」と答えている<sup>24)</sup>。松井上吉は、富電は国家の保護を受けているのだから、もし問題があれば電気事業法第六条の「公益上必要なりと認めたる時は、電気事業者に対し料金制限其他電気供給条件に関し必要なる命令を為す事を得」とする条文を適用すべ

きである」と主張した<sup>55</sup>。法に基づいた運動の遂行と会社への処置を求める行動として示された。

地域社会から見ると、自然的条件に恵まれない「裏日本」の一角において、近代社会への転換の中で唯一発展への希望の星になったのが急流を利用した水力発電であった。その希望の星が、不況時において、かえって住民の生活を苦しめるものとなっているのは本末転倒で、したがって値下げを迫ることこそ正当な行為であると認識されたのである。

#### 4. 値下げ運動の帰趨

会社側は二度にわたり断線という強硬手段に出た。一度目は一九二九年五月一日に断線を通告し、一六日から一七日にかけて滑川町・西水橋町・三日市町の電柱から各戸に引き込む一部の線を切った。これは二日間だけで終わった。

断線措置による問題の紛糾を恐れた県警察部等は、六月に入って地域の責任者を召集し、調停委員会を設置することにした。関係町村長・商工会長・県会議員を調停者として会社側と同盟会側を懇談させた上で合意点を見つけようとした。しかし六月から七月の間の調整作業は、両者の対立点を鮮明にただけであった。七月一日に調停委員会が示した一割五分二厘五毛の値下げ案に対して、両者共これを拒否した。

七月一六日から滑川同盟会が電灯料金の供託を始めたのに対し、富電は二六日以降に工夫を各地に派遣して二度目の断線を実施した。滑川町では町内の有力者である斎藤仁左衛門家など七七戸であり、西水橋町は六六戸であった。東水橋町と東岩瀬町でも断線が実施された。

この措置は、各町の同盟会がさらに結束を固めるきっかけとなった。滑川町では二六日の緊急町民大会で、むしろ全町消灯で対抗すること、電球を会社に返還すること、電氣町営計画を具体化すること、が決定された。

山田五三の回想によると、商工会書記の椎名和三郎はまず自分の家の電球を返還に行き、受け取りを持って帰ってきた。それがきっかけになって全町で返還運動が進められたという。西水橋同盟会では玉永寺事務所が集まった電球を納棺して葬儀用に仕立てて返還に行ったという<sup>56</sup>。

東水橋町では、富電が遊郭二〇戸を断線したのに対し、千戸全部が自発的に消灯し、点灯しているのは富電出張所と巡査派出所のみであったという<sup>57</sup>。

東岩瀬町同盟会でも、滑川町と同様町議会でランプ等購入の補助金の支出を求めたが、議員の一部から強硬な反対論が出て否決された。そこで八月四日に町民大会を開いて、消灯戦術を継続することで氣勢を挙げた。

このように三日市町を除く四か町では、全町をあげて消灯戦術をとりつつ富電と交渉にあたった。富山市でも値下同盟会が組織され



て活動し始めた。魚津町・上市町・五百石では消灯戦術は採らないものの、値下げ運動に参加した。

表4にあるように、この時期に各町は町営化を模索しつつあった。電気事業の公益性は否定すべくもない事実であったから、値下げをめぐる問題が紛糾する状況において、自治体が事業の担い手となること、よりよい選択であるとする多くの町村は考えたのである。八月五日付の北陸タイムスには、同盟会と斎藤県内務部長との会見後に行われた同部長とタイムス記者との一問一答が載っている。町営の可能性について斎藤内務部長は、「趣旨としては町村、自治体産業組合等で経営することが出来る、而しこれは一般的でその局部、東岩瀬とか滑川とかいふ一町に関しては町村財政の状態その他の事情を考慮せねば不可能であると思ふ」と答えた<sup>(28)</sup>。事情が許せば町営は可能であるとの答弁であった。

運動の担い手自身が電気事業の公共性を自覚し、町営をにらんでの運動の歴史的役割を認めた。それを地域社会が様々の立場から支えているという状況が生まれた。

八月七日から九日にかけて、同盟会と連合会は斎藤県内務部長に出頭を求められて会合した。県知事への調停一任を求められたのであるが、この時点で滑川同盟会は話し合いに応じないことに一決し、連合会とたもとを分かった。

同じ頃白上県知事は通信大臣に面会し早期解決を依頼されて一〇日に富山に戻ってきた。知事はこの際自分が主導して調停するしかないという堅い態度を示した。通信省が富山県当局に授けた解決案は以下の通りである。第一案は配当金一割三分を一分以上削減して値下げにあてる、第二案は自然的・地理的条件のお陰で会社の経営が安定しているので三、四〇万円の値下げは出来る、というもので、もし調停が出来ない場合は電気事業法六条を適用して監督官庁が命令することになるといふものであった<sup>(29)</sup>。同日富山県町村長会は電気争議の解決を知事に陳情し、声明書を発表した。争議の長期化は健全な町村自治の進展を阻害する恐れがあり、早く円満解決するよう努力して欲しいと述べている。そこで富電は県の命令によって断線した箇所をつなぐ作業に入り、また知事への白紙委任を打診し始めた。

他方滑川以外の同盟会は、県との交渉の窓口であった宮城彦造が和解金として一三万円を会社との交渉条件としたとされる「十三万円事件」が起こったため動揺し、一九日に県知事への白紙委任覚書に調印してしまった。知事の調停は電気料金一割三分七厘の値下げ案であり、前回の調停委員会の案より後退していたが、同盟会側ではいったん白紙委任した以上これで落着せざるを得なかった。

何故このような形で結末を見ることになったかを考えよう。第一は断線・消灯を経て運動組織の側が分裂したことである。富電の断線と同盟会側の消灯戦術の採用という夏の夜の劇的事件をきっかけとして、富山市を始め新たに運動に加わった町村も多かったものの、逆に自治体としての活動の限界も表面化した。滑川町などは町ぐるみだったので例外であるが、たとえば三日市町では消灯戦術を採ることも出来ず、断線後は知事に白紙委任する方針に転じて同盟会の運動から離脱してしまう。東岩瀬町では、愛町同志会がつくられ警

察と協力して電球を配る運動を始めた。滑川町のみが孤立する状況が生まれた。

第二に、通信省の方針が示され、妥協点が見えたことである。通信省も、要求している三割五分の大幅値下げは無理だが、富電の利益の一定部分をはきだして値下げにあてるべきだと述べているのであり、展望もなく対立しているよりも納得できる数字が出れば妥協してもいいと双方が考えただろう。東岩瀬町や西水橋町で、滑川町に連帯して消灯戦術を採っていた人々のなかには、闇夜がずっと続くことに不安を抱いたものがある。見通しのない運動を維持するだけの組織を、滑川町以外の同盟会は持つていなかったともいえる。

第三に、争議の収拾をめぐる運動内部の不協和音が高まったことがあげられる。滑川町では、値下げ幅が少ない場合には電気町営をめざすことがすでに合意されていた。他町村でも、町村営への模索が進められおり、その場合は三割五分値下げの看板を直ちにはせず必要はなかった。そうでない場合、何らかの形で妥協しないと運動を収拾できないのであった。一三万円事件は、妥協への格好のきっかけとなった。上市町同盟会は、富電が争議費用を捻出するくらいならそれを値下げにあてるべきだとする「声明書」を八月一七日に発表した<sup>30</sup>。滑川町を除く同盟代表が受け入れを選択したのは一月一九日であった。

滑川町では、その後も断線が続いた。滑川町同盟会は八月二〇日に松井上吉代表名で宣言を発し、知事調停が不本意な妥結であったことを「実に驚倒の至り」と表現して激しく知事を非難した。二一日に開かれた実行委員会では、通信大臣が監督権を発動して富電に三割五分値下げを実施させるよう請願することになった。

また八月二四日には町民大会が開かれた。運動期間中最も多くの町民が集まったという。滑川警察署長以下の演説中止・解散命令により両者が激しく対立することになった。

滑川町電灯町営調査会は同盟会とは別に町営をめぐる会社側と交渉していたが、九月一三日に「電灯小口電力の町営に関しては、会社は普通一般取引観念の下に双方誠意を以て交渉する」という「覚書」を交わすことで妥結した。同盟会もこの調整に従うこととなり、九月一四日の町民大会で了承された。一か月余にわたる無灯状況が解除された。

このような結末から見ると、大幅な値下げなどの成果を得られなかったという脈絡では、所期の目的を達成できなかったといえる。だが滑川町同盟会を中心とする富山県下の活動は、中小工商业者の運動を初発とし、青年団が賛同し、それに呼応して地域社会の住民組織や無産政党支部などが中核組織として機能する新しい活動形態を生み出したということに注目すべきであろう。その背景となったのが、水電王国富山という住民の想い入れであった。そして同じ形態ではないが、全国各地で展開される値下げ運動においても多かれ少なかれこのような特徴をうかがうことができる。次に富山以外の地域について検討しよう。

### 三 全国的動向と新潟県の場合

#### 1. 石川県

滑川町同盟会の松井上吉は、石川県石川郡小松町の電気争議を視察し、その意義を次のように伝えている。

這般小松町に於ける電気争議は最もよく、此の事実を物語るものであって、同町の電気需用者は六ヶ月間料金の不払を断行したるに對し、該会社は無謀にも断線したる處、通信条例の違反なりしが為め、会社は監督官庁から警告を受けて、遂に再送電するの止むなきに至った事実を見ても、正当理由ある料金支払猶予あるは、会社に於ても如何ともする能はざるは明白である。<sup>31)</sup>

滑川町の活動にも影響を与えた小松町の電気料値下げ運動には、周辺四か町村民が加わっていた。小松電力側が一方的に製材工場の電力線を切ってしまったことが運動の転換点となる<sup>32)</sup>。すでに一九二七年六月には電気革正同盟会が発足して会社との交渉にあたった。一九二八年に入って、小松町と安宅・牧・板津の二町二か村の動力使用者約一八〇人が県保安課に出頭して電力会社側の不当性について陳情した。

県当局は、動力使用者一致の要求に対し会社側に警告を發し、通信省に事情を具申するという対応を示す。保安課は治安維持を最優先していたので、無産政党的参加などによる思想問題が絡まない限り動力使用者の立場に立って問題の解決を図った。

値下げ問題は年を越し、一九二八年の春になって一部値下げが実施された。しかし盛り上がった富山電気争議の展開と帰趨に学んだ人々が、部分的な値下げに飽きたらず、八月以降に値下げ運動に立ち上がった。

今回は河北郡津幡町が舞台で、滑川町と同様の組織化が進められた。八月二三日の津幡町商工会代議会において、小松電気に値下げを求めることになったことをうけ、由雄町長は三人の実行委員を小松電気に派遣して値下げ交渉に当たった<sup>33)</sup>。会社側が誠意を見せないことがわかると、九月一日に需用者大会を開き、各町内会から六〇人の革正委員を選んだ上で津幡町電革同盟を發足させた。まさに町ぐるみの組織であり、会長は商工会長であった。電気料値下げが実現するまでは料金の支払を猶予する、警察と県当局に陳情する、周辺町村の応援を求める事を決議した。なお河北郡大場村は一日に集会を開き、津幡町の運動に同調した。

一方小松町の小松電気革正同盟会も八月二三日に各町内会から組織代の参加を求めて協議会を開き、電灯料については十燭光一個につき十銭、動力は一馬力につき一か月一円の値下げを要求し、納入すべき電気料を各町総代が集めて交渉解決まで小松商工会長に預けることになった。

その後一向に進展しない会社側との交渉に見切りをつける意味で、翌一九二九年一月一日に開かれた小松町会では、会社の電灯電力供給事業を町で買収し町営電気にするという決議を可決し、会社側と正式交渉に入るようになった。それに対し日本海電気の姉妹会社の小松電気は、これを機会に革正同盟会の値下げ要求を全面的に呑むことに決した。一月二四日に解決祝賀会を催して和解し、同盟

会も翌日解散することになった。他方津幡町同盟会でも、二六日に小松町と同様の値下げをすることで双方が合意した。無産政党が関与しない中小工商业者中心の活動であったが、小松町・津幡町とも地域をあげての値下げ運動の形をとり、その成功のノウハウが他地域の活動に提供された。

## 2. 兵庫県

兵庫県では一九二八年一〇月段階の電氣争議件数八〇件のうち約半数、一九二九年三月の一四九件中四二件を無産政党が指導しているという。値下げ運動の多くは無産政党が関与していた<sup>(34)</sup>。

兵庫県で住民ぐるみの運動が進められた事例については、奥田修三が明らかにしている。一九二八年の八月から九月にかけて、明石市長・正副議長、尼崎市会議員などが値下げ交渉を行っている。明石市の場合は商工会議所が、尼崎市では呉服商組合などの同業組合、町内会が活動した。

加古川町では商工会が発起し、東播七郡商工会連合組織を結成している。豊岡町では呉服商組合、西宮市では酒樽工組合が担い手となっている。興味深いのは、加古郡や但馬では、郡内の町村長会が指導的役割を果たしていたことである<sup>(35)</sup>。ただこれらの地域社会の値下げ運動は、中小工商业者が市民を巻き込む形で進められており、無産政党がそれに連携することも、住民側の主体的参加も弱かったようである。

## 3. 京都府

京都府では、一九二八年八月に福知山実業協会が京都電灯に値下げ交渉をしたのが最初であるといわれている。时期的には一九二九年から三二年にかけてが最盛期となる。一九二九年には相楽・綴喜両郡の町村長が東邦電氣に、船井郡・南桑田郡の町村が京都電灯に値下げを要求した。

一九三一年二月には三丹電灯電力料金値下同盟会が結成され、商工会連合会等と一体になって値下げ運動が展開された。また翌一九三二年には、京阪電鉄の配電区域で町村を単位とした運動がひろがった。八幡町では町ぐるみの期成同盟会が三割減を要求し、通らない場合は町営にするとしている。八月には綴喜郡と大阪府北河内郡の両郡の町村長会の会合で、町村長が先頭に立って値下げ要求を貫徹すると決議した。九月以降町村で取り組まれるが、その後運動はしりすほみになったという。町村長や町ぐるみの活動が行われたことが確認できる<sup>(36)</sup>。

## 4. 北海道

北海道函館市では、一九三一年二月の市議会で電灯料二割、動力料二割五分値下げを函館水電会社に要求することが決議された。一九三三年四月には町内ごとに町民大会が開かれ、電気料値下・市民権益擁護期成同盟会が結成された。電気料不払い、減燈・減燭を進めるが、会社側は断線措置をとり、対抗して同情消灯運動まで起こる。一九三四年九月には一九三五戸、二万燈が断線し泥沼の様相となるが、三月に至り妥協がなつた<sup>37)</sup>。

## 5. 新潟県

全国的動向をかいまるにより、地域社会主導型の値下げ運動が一つの流れをつくっていたことを確認できた。一方新潟県は無産政党主導型の値下げ運動が盛り上がった地域のひとつである。その実態を追いつつ、地域社会主導型の運動と対比して考えることにしよう。

新潟県下では、富山の電気争議に影響されて、一九二八年五月頃から値下げ運動が活発化した。下越では、日本労働党と北日本農民組合の共同による電気料値下げの大演説会が開かれ、上越でも日労働主催の演説会があった。県警察部は、北農の玉井潤次、蒲原農民組合の鬼木包次郎を検束するなど「極度の弾圧方針に出」たという<sup>38)</sup>。

このような情勢の推移を見て、無産陣営のなかに統一して電燈料値下げ運動に取り組むべきであるとの声が強まった。一九二八年一月八日、日労働・日本農民党・新党準備会（労働党結社禁止後の合法政党準備組織）・革新労働党の四団体によって、新潟県無産政党共同委員会がつくられた。ここで「電気料三割五分値下」、「各党支部、各支持団体支部全体に亘り、電気料値下期成同盟会を組織すること」が可決された。十一月二十日には、新潟市演芸場で演説会が開かれ、新潟県電気値下期成同盟会が正式に発足した<sup>39)</sup>。

他方その頃上越工業協会等各地の工業資本家も、動力値下げを電力会社に迫っていた。また刈羽郡鯖石村では、「全村が団結をなして五月以来料金不納同盟を敢行」した<sup>40)</sup>。工業資本家や地域住民が値下げ運動に加わったことで、急ぎ尾崎知事が調停に乗り出した。知事は、運動の激化を未然に防ぐために、新潟水力会社や中央電気会社等に値下げを勧告した。そこで県下二五の電気会社が加盟する越佐電気協会は九月四日に総会を開き、秋の御大典記念事業の一環として、料金値下げを行う旨を決定した<sup>41)</sup>。そして一九二八年の年末までの間に各社それぞれ十燭光につき二銭から五銭位の値下げを公表した。そのため無産政党を含む一連の値下げ運動は一応の成果をあげたことになり、ひとまず活動を停止させた。

不況が深刻化した一九三〇年に入って、無産団体や中小工業者を中心に電燈料値下げ運動への取り組みが再び活発化した。ただこの年を特色づける変化として、自治組織による値下げ運動が各地で展開されていることが注目される。

まず無産団体について見ておこう。一九三〇年五月七日、メーデー弾圧への対策を練るために長岡に集まった無産団体各派の幹部は、再度電燈料値下げについて共同で運動することに合意した。六月七日、新潟市演芸場で県下電氣料金値下期同盟会の発会式が行われた。今回の運動は、折からの農業恐慌によって藪佃安・米佃激落に苦しむ農家を巻き込んで、まず小作組合・農民組合で取り組まれた。和田村では八月一日の島田小作組合総会で、値下げ運動を起こすこと、小作組合員以外にも参加を促すことが決議された。一二日には聴衆四百人を集めて値下げ演説会が開かれ、中央電氣への三割値下げ要望書提出などが決議された。鈴木吉次郎村議は村会に三割値下げの議案を提出し、九月六日の臨時村会で無修正で可決された<sup>(45)</sup>。

第二に、中小商工業者の値下げ運動についてみよう。不況が深刻化するなかで、三条・燕の金属製造動力組合や、五泉・加茂・見附等の機業者、新潟市の木材組合等が、電力会社に三割値下げを要求した。

栃尾の機業組合、新潟市の木材組合、石油採掘業者の集まりである蒲原鋳業会、石油製造業者によって組織されている新潟石油業組合などが、動力料の三割値下げを要求した。金属製造を主とする三条と燕の動力組合も一九三〇年六月以降に三割値下げを「強要」した。三条町ではすでに一九二六年末に、たびたびの停電で金属工業に大きな支障をきたしていたので大々的な陳情運動が行われた。その当時の動力は四四二馬力、電灯数は一万八九九七個であった。

次に第三に、自治体や住民組織主体の運動について見よう。三条町や新発田町では、町会で町営街燈の三割値下げを議決した。新潟電力会社の調査によると、三条町では、はじめは大竹貫一代議士系の町政革正同志会が電灯料値下げに取り組んだがたいした成果はあがらず、次に借地借家人組合が中心になったがこれも長続きせず、結局一ノ木戸前町の町内会が火をつけ、区長有志による三条町値下げ下連合会の発足へとこぎつけたという<sup>(46)</sup>。なお井栗村や大崎村・見附町・荷頭村等南蒲原郡一帯では、電燈料不納同盟をつくって会社側に対抗した。井栗村では七月三十一日に区長会議を開いて三割値下げと不納同盟の設置を決定した<sup>(47)</sup>。そのほか、新津、五泉、白根郷、新発田、水原等でも、無産党を中心とする値下げ期成同盟会の設立が相次いだ。

また街灯料については、同年五月の三条町会で、町営街灯特種契約が満期になった機会をとらえて、新潟電力会社に三割値下げを求め、決議を行った。会社側が譲歩し、有利な改約がなされたという。下越では新発田町議会が、それをまねて交渉したが、こちらは不成功であった。なお北蒲原郡中条町でも、一九三〇年九月の中条町区長懇談会で、電氣料三割値下げ町費節減を求める決議がなされている<sup>(48)</sup>。

このように今回の運動では、一九二八年に県の仲介により若干の値下げで収拾を余儀なくされたことに鑑みると、各字の区長・重立を通して不況打開のための町村民大会などを開くなど地域社会全体の値下げ運動として取り組まれることが多く、そのことが新たな値下げを導き出すことにつながったといえる。ただこれも全国的動向と同様に、新潟県では電氣会社等による、無産団体主導の運動に対

する警戒や地域住民など他の運動との分断がより系統的になされたこともあり、水電王国ではあったが富山県のような地域社会ぐるみの本格的活動にはならなかった。

おわりに

全国的には電気料値下げ運動はどのような推移をたどったのであろうか。

通信省電気局業務課料金係の調査によれば、電灯料金値下運動件数の推移は、一九二八年（八月―十二月）が七〇件、二九九年が三五件、三〇〇年が六七件、三一年が三三件、三二年が二五件で、二八年の件数を通年に換算して一〇〇とすると、以後の指数は二二、四〇、二〇、一五となつてかなり減少しており、一九三二年までの統計では富山県の電気争議が起こつた一九二八年がピークであつたことがわかる<sup>46</sup>。

一九三〇年七月一五日付の東京朝日新聞によると、電気料値下げが実現した件数は一九二八年（七―十二月）が一二三件、一九二九年が一―一件、一九三〇年（一―六月）が五七件で、一か月平均で見ると一九二八年が二〇・五件、二九年が九・三件、三〇年が九・五件である。やはり一九二八年の時期がピークであつた<sup>47</sup>。日中全面戦争が始まるまで、断続的に値下げ運動は続いたが、住民参加型の活動が最も盛り上がったのはやはり一九二八年から一九三〇年までであつた。

一九二七―八年頃の電気料値下げ運動の中心的担い手は中小工商业者や青年層などであり、町内会や自治体を拠点として運動する場合に最も本領を發揮した。これらの争議が一段落してから、主として一九二九年から三一年にかけて、今度は無産政党や農民組合などが中心になつて運動が進められることになつた。これらは三県とも共通であり、北陸地方に顕著に表れた特徴と見ることが出来る。

そこで最後に地域社会を舞台とした電気料値下げ運動の担い手を、その歴史的 성격に沿つて整理しておこう。第一の担い手は、中小工商业者層である。彼らは第一次護憲運動期を中心に、日露戦後から第一次大戦後までの大正デモクラシー運動の中心層として活躍したが、その時注がれた営業税などの廃税・減税に向けられたエネルギーは、電気料値下げの活動に継承された。

第二は、無産政党・農民組合・労働組合などである。第一次世界大戦後に相次いで発足したこれらの組織は、直接には無産階級の解放や小作料減免等を目的としていたが、民衆生活の向上という趣旨に沿つて、不況下の生活権擁護の闘いとして電灯料値下げ運動に積極的に関与することになつた。

第三は、地域社会を構成する一般住民である。これまで検討したように、実は電灯料値下げ運動は、第二次大戦以前において地域社会に暮らす住民が、生活権を守るための諸活動に積極的に関与した希有の事例であるといえよう。もちろん義務教育費国庫負担問題などを挙げることは出来るが、これは住民組織を巻き込んだ草の根の活動ではない。雪害救済運動などもあつたが、これほどの全国的な

活動にはなっていない。電灯料問題は、日常生活に深く入り込んだ文明のあかりのコストが、かえって不況下の生活苦を過重させているという現実を変えるための一条の光であった。電力料問題は、町村の零細自営業者などによる動力値下げの活動であり、不況下における地域の経済問題であった。いずれも巨利を得ているとみなされた電気事業者から値下げを勝ちとることに、家計や経営を維持・安定させたいとする生活権擁護の問題と考えられた。それだけに、地方自治体の首長や市町村議会も、住民生活の擁護のための課題として取り組まざるを得なかったといえる。大不況の時代を背景とし、地域社会を磁場として、その担い手たちが様々の連合を組んで活動した事例をここに探ることが出来た。

注

- (1) 奥田修三「昭和恐慌期の市民闘争」〔立命館大学人文科学研究所紀要〕一〇号、一九六二年。
- (2) 梅原隆章『一九二八年の電気争議』(顕真学苑、一九五三年)。
- (3) 白木沢涼子「昭和初期の電気料金値下げ運動」〔歴史学研究〕六六〇号、一九九四年七月。
- (4) 片山潜『都市社会主義』(社会主義図書部、一九〇三年)一二五―一二九頁。
- (5) 安部磯雄『都市独占事業論』(隆文館、一九二一年)三九一―四四六頁。
- (6) 安部磯雄「水力電気国有論」〔大陽〕一九二一年七月号)一三一頁。
- (7) 安部磯雄「電灯事業市有論」〔新日本〕一九一四年二月号)八一―八二頁。
- (8) 「電気事業経営町村調(昭和十二年一月現在)」〔自治公論〕一九三七年二月号)六七―六九頁。
- (9) 『長野県町村長会報』第三号、一九二二年、二九頁。
- (10) 『全国町村長会報』一九三一年一月号、三四頁。
- (11) 同前、四三頁。
- (12) 三宅正一・星野三省『電気料はいくらが正当か?』(民衆書房、一九二八年)八二―八六頁。
- (13) 長尾桃郎『富山電灯争議の真相』(上編、労働問題研究会、一九二八年)一四―二五頁。
- (14) 同前、一七頁。
- (15) 前掲、『電気料はいくらが正当か?』、八五頁。
- (16) 松井上吉・斉藤弥一郎「電気争議の真相・上巻」(手書き、一九二八年)三六―三七頁。
- (17) 前掲、梅原、一九二〇頁。



- (18) 「山田五三氏聞き取り」、「斎藤弘氏聞き取り」、「森清次郎氏聞き取り」、「水野栄次郎氏聞き取り」、「小泉忠吉氏聞き取り」(いずれも一九七四年六月に筆者が先方宅で実施)。
- (19) 前掲、松井、五四頁。
- (20) 同前、七二頁。
- (21) 前掲、長尾、一一一―一三頁。
- (22) 同前、一三頁。
- (23) 前掲、梅原、五九―七一頁。
- (24) 同前、二九頁。
- (25) 前掲、松井、六三頁。
- (26) 前掲、梅原、一七七―一七八頁。
- (27) 「北陸タイムス」一九二八年七月二八日付。
- (28) 「北陸タイムス」一九二八年八月五日付。
- (29) 「北陸タイムス・経済版」一九二九年八月一日付。
- (30) 「北陸タイムス」一九二九年八月一日付。
- (31) 前掲、松井、六三頁。
- (32) 「北国新聞」一九二七年二月三日付。
- (33) 「北国新聞」一九二八年八月二五日付。
- (34) 『兵庫県労働運動史』(兵庫県商工労働部、一九六一年)二三四―二四三頁。
- (35) 前掲、奥田、五六頁。
- (36) 渡辺徹『京都地方労働運動史』(同編纂会、一九五九年)一一五七―一一六六頁。
- (37) 石田幸成『室蘭地方労働運動史』(一九六一年)六七三頁。渡辺惣蔵『北海道社会運動史』(レポート社、一九六六年)三三四頁。
- (38) 「高田日報」一九二八年八月二九日付。
- (39) 「新潟県無産政党共同委員会成る」(『新潟県史・資料編一九・近代七』新潟県、一九八三年)四三五頁。
- (40) 「高田日報」一九二八年九月二日付。
- (41) 「高田日報」一九二八年九月五日付。

- (42) 「和田争議」(複製、新潟県立文書館所蔵「鈴木吉次郎文書」所収)。
- (43) 新潟電力株式会社「電気料金値下問題概況」一九三〇年二月五日、一五―一六頁。
- (44) 「新潟新聞」一九三〇年八月一日付。
- (45) 『中条町史・通史編』(中条町、二〇〇四年) 六五六頁。
- (46) 通信省電気局『第二七回電気事業要覧』(一九三五年) 二九頁。
- (47) 「東京朝日新聞」一九三〇年七月一五日付。

(人文学部)

表1 町営電気事業の推移

開始年	灯数	開始年	灯数	開始年	灯数	開始年	灯数
1904	6,079	1918	2,266	1921	590	1924	522
1906	20,101	1918	1,952	1921	913	1924	1,225
1908	4,726	1919	1,850	1921	779	1925	923
1908	2,539	1919	5,371	1921	956	1925	1,165
1910	5,802	1919	1,733	1921	1,854	1925	2,076
1910	5,700	1919	1,263	1921	977	1925	592
1911	12,831	1919	2,082	1922	1,461	1926	1,728
1911	11,933	1920	1,162	1922	1,386	1926	1,189
1912	5,249	1920	409	1922	607	1926	1,230
1913	4,769	1920	734	1922	1,303	1926	664
1913	695	1920	2,024	1922	2,380	1928	1,285
1913	11,459	1920	5,416	1922	298	1928	740
1913	8,477	1920	1,662	1922	1,240	1928	453
1914	2,380	1920	1,495	1922	966	1928	293
1914	5,885	1920	929	1922	2,117	1929	831
1914	4,148	1920	4,378	1923	2,172	1929	903
1915	5,561	1921	10,502	1923	1,093	1929	187
1915	1,445	1921	1,418	1923	1,178	1929	1,285
1915	41,913	1921	1,321	1923	793	1929	1,956
1915	30,639	1921	355	1923	909	1929	2,319
1915	2,574	1921	704	1923	2,066	1931	419
1916	1,052	1921	2,271	1923	1,498	1931	600
1916	2,755	1921	2,708	1924	1,296	1933	3,649
1917	3,410	1921	697	1924	3,175	1935	856
1917	36,094	1921	739	1924	949		

注. 「電気事業経営町村調(昭和12年1月現在)」(『自治公論』1937年3月)より作成。

表2 滑川町同盟会相談役一覧

氏名	普選同盟	電気値下	職業	税額	町会議員				
					25	29	33	37	42
中村 與八	○	○	無尽取扱	84.12	○	○	○		
杉本 喜平		○			○				
車屋 定次郎		○	売薬	219.4	○	○	○		○
水野 長次郎	○	○	売薬	74	○				
野尻 幸次郎	○	○	売薬	267.86	○	○	○		
斎藤 吉助		○	売薬	50.36	○				
辻沢 常之助	○	○			○				
藤田 栄一		○	町長	82.36	○				
高倉 虎吉		○	酒	228.22	○				
深井 象次郎		○	藤表	165.64	○			○	
青柳 九郎平		○			○				
松坂 栄一		○	肥料	241.3	○				
久保 正雄		○			○				
桧谷 寅次郎		○			○				○
中島 善吉		○			○				
田島 常吉			四十物商	124.88	○	○		○	○
鷹取 政次郎		○	郵便局長	1139.68	○				
鷹取 亮太郎		○	県会議員	21.44	○				
中林 徳増		○			○				○
石政 辰次郎	○	○			○				
金川 作二	○	○			○				
女川 直基		○			○	○	○		
宮崎 乙雄					○	○			
青柳 九郎右衛門		○			○				
松井 上吉		委員長	菓子	28.98		○			
石川 宗次郎		○	煙草元売	160.42					
斎藤 浅次郎		○	米肥	486.88					
斎藤 仁左衛門		○	肥料	4358.58					
斎藤 一		○	教員	64.76					
高山 地作		○	医師	153.92					
平山 直作		○	質屋	42.12					
新保 芳郎		○		113.86					
碓井 増太郎		○	会社員	17.36					
安栄 幸次郎		○	魚類	42.56		○	○	○	
小沢 政太郎		○	太物	78.32					
広野 加藤次		○	医師	57.24					
尾崎 清次郎		○	売薬	41.44		○			
飯坂 虎吉						○	○	○	○
石川 新六									
平井 太吉郎	○	○							
浅岡 常次郎	○	副長						○	
石政 辰次郎	○								
種井 清作									
山田 五三		副長						○	○
椎名 和三郎									

注.「滑川町議会綴(各年度)」「滑川市役所所蔵」等により作成。

表3 滑川町同盟会第一回委員名簿

町名	氏名	備考
	松井上吉 浅岡常次郎 山田五三	
常磐町一区 二区	中村堅太郎 野徳重造 小泉忠吉 石川梅次郎 柳原清作	富山県売薬同業組合滑川支部書記
神明町	森清次郎 村上宗三郎	売薬(20.5)
今町	江又茂次郎 酒井庄之助 若林直次	
夷子町	杉川安次郎	
北町	辰尾弥三八 佐渡宗次郎	
武平太町	菰原健二 飯坂與次郎	
中町	川尻恒二 蟻川文二 中川正友 小林文五郎	
荒町	堀内磯次郎	

表4 各組織の電気事業経営形態の予定一覧

	組織	運営形態		備考
中新川郡	滑川町議会	町営電気	1928.8.15	各区選出の委員
	西水橋町需用者協会			
	魚津町議会	町営電気	1928.8.8	
下新川郡	五百石町電気需用者協会	町営又は県営	1928.8.23	
	上市町富電値下同盟会		1928.8.9	
	東岩瀬町電気需用者協会		1928.9.6	
	東水橋町議会	町営電気	1928.8.6	
婦負郡	八尾町公会	電灯町営	1928.8.23	
東礪波郡	福野町商工会		1928.8.25	
	野尻村電気需用者同盟会		1928.8.24	